

令和7年度 鳥海山・飛島ジオパーク認定商品
「ぺろっと鳥海山・飛島 ～たのしくおいしいものがたり～」 募集要項

鳥海山・飛島ジオパーク認定商品「ぺろっと鳥海山・飛島 ～たのしくおいしいものがたり～」は、地域ならではの食の魅力を発信する商品を認定することで、ジオパークに対する理解の向上、ジオの恵みを活かした地域の産業振興を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目指した取り組みです。

1. 認定特典

- (1) 認定商品を紹介するオリジナルパネルを進呈します。
- (2) 認定名称・鳥海山・飛島ジオパーク認定商品「ぺろっと鳥海山・飛島 ～たのしくおいしいものがたり～」と、オリジナル認定マークを活用した商品のPRを行うことができます。
- (3) ホームページ、SNS など、一般社団法人鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会の広報媒体で認定商品を紹介します。

2. 募集期間

9月1日（月）～10月14日（火）（必着）

受付場所まで書類を持参される方は、17時00分までに持ち込みください。

3. 応募資格

鳥海山・飛島ジオパークエリア内（由利本荘市、にかほ市、遊佐町、酒田市）に本社、営業所または工場がある企業、団体、または個人事業主。

4. 応募部門

1 事業者につき、1 部門 1 点を応募できます。

(1) 飲食店部分

- ①店舗内で飲食できるもの。
- ②飲食店営業許可を受けていること。

(2) 加工食品部分

- ①持ち帰りができる加工食品。
- ②企画及び製造元以外の販売店等が申請する場合は、企画及び製造元に了解を得ていること。

※「加工食品」とは、JAS 法で定める加工食品及び酒税法に定める酒類の事を指します。

5. 応募条件

認定の対象商品は、当ジオパークエリアの大地・ヒト・自然のつながりが語れ、ジオパークをPR できる、ユーモアあふれる発想や創意工夫を凝らした独自性のある商品とし、次のいずれかの条件を満たすものです。

- (1) エリア内で産出・生産された商品や一次産品を主な原料とした、店舗内で飲食できるもの、もしくは加工食品。
- (2) ジオパークの見どころとなる地形・地質等を模しており、エリア内で産出・生産された産品を1品以上使った店舗内で飲食できるもの、もしくは加工食品。

※法令等を遵守していること。

※商品の新規・既存の別は問いません。

※書類審査を通過した商品は、試食審査の日に実際の販売を想定した状態で数食分の提供をお願いします。

6. 応募方法

応募者の所在地によって、応募先、応募に関する相談の受付・問い合わせ先が異なります。所定の申込書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて各所在地の応募先まで郵送またはご持参ください。関係書類等は一般社団法人鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会、酒田市・遊佐町・にかほ市・由利本荘市のホームページからもダウンロードできます。

7. 認定までのスケジュール（予定）

9月1日（月）～10月14日（火）	募集期間
11月～12月	書類審査・試食審査の実施
2月	認定商品認定式

8. 審査方法

「鳥海山・飛島ジオパーク認定商品審査会」において、審査員による書類審査と試食審査を行います。なお、試食審査については申請者からの説明とアピール、ヒアリングにより審査を行います。

9. 認定基準

- (1) 商品と鳥海山・飛島ジオパークとのストーリー性
 - ・鳥海山・飛島ジオパークにつながるストーリー性を有しているか（地質・地形的特徴、自然、歴史、人の営み）。
 - ・商品を見たり食べたりした方が、鳥海山・飛島ジオパークのことを人に伝えたいくなるような商品か。
- (2) 商品の地域性や独自性
 - ・商品にジオパークエリア内の産品を使用していること。
 - ・商品の原料にこの地域らしさがあるか。
 - ・ユニークな発想や創意工夫など、商品に独自性があるか。

10. 審査発表

審査結果は、申請書に記載された連絡先にお知らせします。また、2月に実施予定の認定式にて認定証を授与します。

11. 認定期間

認定期間は、認定した日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとします。認定の更新をした場合の有効期間も同様とします。

12. 認定更新

既に認定を受けた商品において、認定の更新を受けようとする者は、認定更新申請書を提出するものとします。

13. 申請に関する留意事項

- (1) 生産、製造、流通、販売等において、当該認定商品に係る関連法規への抵触、事故、苦情等が発生したとき、その一切の責務を負い、当該事故等の解決に向け誠実な対応をしてください。
- (2) 認定商品を販売・生産する認定者は、消費者及び流通関係者に対して、認定商品の積極的な情報発信に努めてください。
- (3) 認定者は、ジオパークの理念を理解・賛同し、協議会と連携して事業を実施するよう努めてください。
- (4) 応募書類は返却いたしません。
- (5) 応募いただいた個人情報、本事業の目的以外には使用いたしません。
- (6) 応募作品については、認定の可否にかかわらず、鳥海山・飛島ジオパークのPRを目的として使用する場合があります。

14. 所在地ごとの応募・相談・問い合わせ先

応募に関しては事前に所在地ごとの応募先にご相談ください。

- 由利本荘市 観光振興課（TEL：0184-24-6349）
〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17
- にかほ市 観光課（TEL：0184-43-3230）
〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1
- 遊佐町 産業課（TEL：0234-72-4522）
〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202
- 酒田市 交流観光課（TEL：0234-26-5759）
〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号